

議案第 3 号

我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

受益者負担の適正化のため、自転車駐車場の使用料を改定するため提案するものです。

我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後								改正前									
別表第2（第10条関係）								別表第2（第10条関係）									
駐 車 場 名	駐 車 区 画	区 分	定期使 用 （1台 につき）		一時使 用 （1台 につき）		期間使用 （1台に つき）		駐 車 場 名	駐 車 区 画	区 分	定期使 用 （1台 につき）		一時使 用 （1台 につき）		期間使用 （1台に つき）	
			自 転 車	原 動 機 付 自 転 車	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車	自 転 車					自 転 車	原 動 機 付 自 転 車	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車	自 転 車	
							短 期	中 期								短 期	中 期
我 孫 子 駅 北 口 自 転 車 駐	地 下 1 層 ラ ッ ク 上 段 ・	一 般 学 生 等	10,	略													
			200														
			円														
			7,2														
			00														
			円														

我 孫 子 駅 北 口 自 転 車 駐	地 下 1 層 ラ ッ ク 上 段 ・	一 般 学 生 等	9,0	略										
			00											
			円											
			6,6											
			00											
			円											

車 場	地 下 2 層		
	地 下 1 層	一 般	<u>13,</u> <u>800</u> <u>円</u>
		学 生 等	<u>10,</u> <u>200</u> <u>円</u>
	上 記 以 外 の 駐 車 区 画	一 般	<u>13,</u> <u>800</u> <u>円</u>
		学 生 等	<u>10,</u> <u>200</u> <u>円</u>
	サ イ ク ラ ル パ ー ク ・ 天	地 下 1 層	<u>10,</u> <u>200</u> <u>円</u>
		学 生 等	<u>7,2</u> <u>00</u> <u>円</u>
		上 段 ・ 2	

車 場	地 下 2 層		
	地 下 1 層	一 般	<u>12,</u> <u>000</u> <u>円</u>
		学 生 等	<u>9,6</u> <u>00</u> <u>円</u>
	上 記 以 外 の 駐 車 区 画	一 般	<u>12,</u> <u>000</u> <u>円</u>
		学 生 等	<u>9,6</u> <u>00</u> <u>円</u>
	サ イ ク ラ ル パ ー ク ・ 天	地 下 1 層	<u>9,0</u> <u>00</u> <u>円</u>
		学 生 等	<u>6,6</u> <u>00</u> <u>円</u>
		上 段 ・ 2	

王 台 南	層 ラ ッ ク 上 段		
	地 下 ・ 1 層 ・ 2 層	一 般 学 生 等	<u>13,</u> <u>800</u> <u>円</u>
	3 層 以 上	一 般 ・ 学 生 等	<u>7, 2</u> <u>00</u> <u>円</u>
	上 記 以	一 般	<u>13,</u> <u>800</u> <u>円</u>

王 台 南	層 ラ ッ ク 上 段		
	地 下 ・ 1 層 ・ 2 層	一 般 学 生 等	<u>12,</u> <u>000</u> <u>円</u>
	3 層 以 上	一 般 ・ 学 生 等	<u>9, 6</u> <u>00</u> <u>円</u>
	上 記 以	一 般	<u>6, 0</u> <u>00</u> <u>円</u>

外 の 駐 車 区 画		学 生 等	<u>10,</u> <u>200</u> <u>円</u>		
1 層 （ 原 動 機 付 自 転 車 専 用 区 画 ）		一 般 ・ 学 生 等	略 <u>33,</u> <u>000</u> <u>円</u>	略	
サ イ ク ラ ル パ ー ク ・	地 下 ラ ッ ク 上 段 ・	一 般 学 生 上 等	<u>10,</u> <u>200</u> <u>円</u>	略	
			<u>7,2</u> <u>00</u> <u>円</u>		
外 の 駐 車 区 画		学 生 等	<u>9,6</u> <u>00</u> <u>円</u>		
1 層 （ 原 動 機 付 自 転 車 専 用 区 画 ）		一 般 ・ 学 生 等	略 <u>30,</u> <u>000</u> <u>円</u>	略	
サ イ ク ラ ル パ ー ク ・	地 下 ラ ッ ク 上 段 ・	一 般 学 生 上 等	<u>9,0</u> <u>00</u> <u>円</u>	略	
			<u>6,6</u> <u>00</u> <u>円</u>		

我 孫 子 南	1 層 ラ ツ ク 上 段 ・ 2 層 ラ ツ ク 上 段		
	地 下 ・ 1 層 ・ 2 層	一 般 学 生 等	<u>13,</u> <u>800</u> <u>円</u>
			<u>10,</u> <u>200</u> <u>円</u>
	3 層	一 般 ・ 学 生 等	<u>7, 2</u> <u>00</u> <u>円</u>

我 孫 子 南	1 層 ラ ツ ク 上 段 ・ 2 層 ラ ツ ク 上 段		
	地 下 ・ 1 層 ・ 2 層	一 般 学 生 等	<u>12,</u> <u>000</u> <u>円</u>
			<u>9, 6</u> <u>00</u> <u>円</u>
	3 層	一 般 ・ 学 生 等	<u>6, 0</u> <u>00</u> <u>円</u>

--

	上 記 以 外 の 駐 車 区 画	一 般 学 生 等	<u>13,</u> <u>800</u> <u>円</u> <u>10,</u> <u>200</u> <u>円</u>		
本 町 3 丁 目 自 転 車 駐 車 場	1 層	一 般 学 生 等	<u>17,</u> <u>400</u> <u>円</u> 略		略
	2 層	一 般 学 生 等	<u>13,</u> <u>800</u> <u>円</u> <u>10,</u> <u>200</u> <u>円</u>		略
	3 層	一 般 ・ 学 生 等	<u>7, 2</u> <u>00</u> <u>円</u>		
	上	一	<u>17,</u>		

	上 記 以 外 の 駐 車 区 画	一 般 学 生 等	<u>12,</u> <u>000</u> <u>円</u> <u>9, 6</u> <u>00</u> <u>円</u>		
本 町 3 丁 目 自 転 車 駐 車 場	1 層	一 般 学 生 等	<u>15,</u> <u>000</u> <u>円</u> 略	<u>30,</u> <u>000</u> <u>円</u>	略
	2 層	一 般 学 生 等	<u>12,</u> <u>000</u> <u>円</u> <u>9, 6</u> <u>00</u> <u>円</u>		略
	3 層	一 般 ・ 学 生 等	<u>6, 0</u> <u>00</u> <u>円</u>		
	上	一	<u>15,</u>		

	記	般	<u>400</u>		
	以		<u>円</u>		
	外	学	略		
	の	生			
	駐	等			
	車				
	区				
	画				
1	一	略	<u>33,</u>	略	
層	般		<u>000</u>		
(	・		<u>円</u>		
原	学				
動	生				
機	等				
付					
自					
転					
車					
専					
用					
区					
画					
)					
我	一		<u>15,</u>		
孫	般		<u>000</u>		
子	・		<u>円</u>		
駅	学				
北	生				
口	等				
原					
動					
機					
付					
自					
転					

	記	般	<u>000</u>		
	以		<u>円</u>		
	外	学	略		
	の	生			
	駐	等			
	車				
	区				
	画				
1	一	略	<u>30,</u>	略	
層	般		<u>000</u>		
(	・		<u>円</u>		
原	学				
動	生				
機	等				
付					
自					
転					
車					
専					
用					
区					
画					
)					
我	一		<u>12,</u>	<u>12,</u>	
孫	般		<u>000</u>	<u>000</u>	
子	・		<u>円</u>	<u>円</u>	
駅	学				
北	生				
口	等				
原					
動					
機					
付					
自					
転					

車駐 車場			
我孫 子駅	一 般	<u>9,0</u> <u>00</u>	<u>15,</u> <u>000</u>
南口 第3 自転 車駐 車場	・学 生等	<u>円</u>	<u>円</u>
天王 台駅	一 般	<u>9,0</u> <u>00</u>	<u>15,</u> <u>000</u>
北口 第1 自転 車駐 車場	・学 生等	<u>円</u>	<u>円</u>
天王 台駅	一 般	<u>9,0</u> <u>00</u>	<u>15,</u> <u>000</u>
北口 第2 自転 車駐 車場	・学 生等	<u>円</u>	<u>円</u>
天王 台駅	一 般	<u>9,0</u> <u>00</u>	<u>15,</u> <u>000</u>
南口 第1 自転	・学 生	<u>円</u>	<u>円</u>

車駐 車場			
我孫 子駅	一 般	<u>6,0</u> <u>00</u>	<u>12,</u> <u>000</u>
南口 第3 自転 車駐 車場	・学 生等	<u>円</u>	<u>円</u>
天王 台駅	一 般	<u>6,0</u> <u>00</u>	<u>12,</u> <u>000</u>
北口 第1 自転 車駐 車場	・学 生等	<u>円</u>	<u>円</u>
天王 台駅	一 般	<u>6,0</u> <u>00</u>	<u>12,</u> <u>000</u>
北口 第2 自転 車駐 車場	・学 生等	<u>円</u>	<u>円</u>
天王 台駅	一 般	<u>6,0</u> <u>00</u>	<u>12,</u> <u>000</u>
南口 第1 自転	・学 生	<u>円</u>	<u>円</u>

車駐等 車場			
湖北一	5, 4	10,	
駅自般	00	800	
転車・	円	円	
駐車場 学生等			
新木一	5, 4	10,	
駅自般	00	800	
転車・	円	円	
駐車場 学生等			
布佐一	5, 4	10,	
駅自般	00	800	
転車・	円	円	
駐車場 学生等			
備考 略			

車駐等 車場			
湖北一	4, 2	8, 4	
駅自般	00	00	
転車・	円	円	
駐車場 学生等			
新木一	4, 2	8, 4	
駅自般	00	00	
転車・	円	円	
駐車場 学生等			
布佐一	4, 2	8, 4	
駅自般	00	00	
転車・	円	円	
駐車場 学生等			
備考 略			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する
条例の規定による我孫子市自転車駐車場の使用料の徴収その他これを徴収

するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。